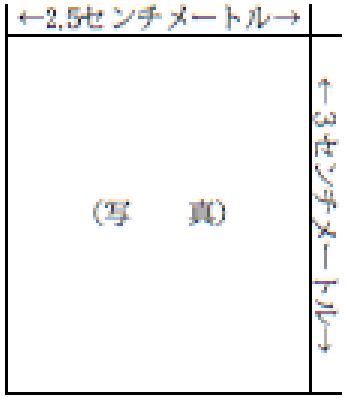
第十五号様式（第三十七条の七関係）

9センチメートル

←2.5センチメートル→



（　年　月撮影）

第　　号

年　月　日

所属及び職名

氏　　名　　（　年　月　日生）

旅行業法第十二条の二十六第二項の検査員の証

年　月　日まで有効

観光庁長官　印

（表）

9センチメートル

旅　行　業　法　抜　す　い

（立入検査）

第十二条の二十六　観光庁長官は、研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、登録研修機関の事務所に立ち入り、研修業務の状況又は設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

第三十二条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録研修機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

四　第十二条の二十六第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

9センチメートル

（裏）